

公立高校教員が先輩教員からの度重なる注意により、うつ状態となり自殺をしたことにつき、国家賠償法に基づく損害賠償請求が認められた事案

北海道T高校事件

第1審 仙台地裁 令和2年7月1日判決(判例時報2465・2466合併号52頁)

第2審 仙台高裁 令和3年2月10日判決(判例時報2492号55頁・本判決)



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント』(共著・日本法令) など。

本件は、先輩教員から度重なる注意を受けたことにより、うつ状態となり自殺をした公立高校教員Aの遺族が、北海道に対して国家賠償法に基づき損害賠償請求をした事案である。本判決は、先輩の後輩に対する指導が必要かつ相当な範囲を超えた場合には違法なパワハラ行為にあたること等を指摘しており、実務上参考になろう。

1. 事案の概要

1) 当事者等

(1) 訴えた側(1審原告ら、2審被控訴人ら)

訴えたのは、死亡した公立高校教員Aの両親であるX1及びX2(以下総じて「Xら」という。)である。

(2) 訴えられた側(1審被告、2審控訴人)

訴えられたのは、Aが勤務していた公立高校Tの設置者である北海道(以下「Y」という。)である。

2) Xらの請求の根拠

Xらは、Xらの子であるAは、先輩教員Bのパワハラ行為により精神的に追い詰められて自殺をしたものであり、同校の校長及び教頭は、安全配慮義務に違反した等として、Yに対して国家賠償法1条1項¹⁾に基づき損害賠償²⁾を請求した。

3) 本判決が認定した事実関係の概要

(1) A(昭和56年生まれの男性)は、平成25年4月1日からT高校定時制課程の英語教員として勤務した。

(2) Aは、平成27年4月1日から、1年生のクラスの副担任を命ぜられ、同クラスの担任である先輩教員Bと共にホームルームを主宰する等の業務に従事した。

(3) Bはもともと言葉遣いが乱暴で、Aら年下の教諭に対しては日常的に呼び捨てにし、親分が子分に命令するようであったが、共にクラス担任になると、週に数回程度の割合でAの教師としての言動について「注意」³⁾を繰り返すようになり、その中には、職員室内で「おまえ、どう考えているんだ。」等と怒鳴りつけたことがあった。

(4) Bは、平成27年6月23日、Aに対し、生徒への関与姿勢について約36分間に渡り、「生徒の方見てるっつうのは答え一つだべや(中略)おまえ向いてねーって。うそつけて。」等と注意をした。また、Bは「そのスタンスを否定するわけじゃないから」と話す一方、「何もしないことを怒られているのに、何もしないことを取るのか。」と言い、Aの生徒への関与姿勢を変え

るよう執拗に促した。Aは教師として生きてゆく自信を喪失し、自殺を図ろうと練炭を購入し、同日、自宅で自分の首を絞めて自殺を図ったが中止した。

(5) 同月26日、Aが生徒指導の会議終了を待たずに帰宅したことについて、「ダブル担任として、頑張ると言っておきながら何も責任を感じないのか。」等と語気強く注意した。

(6) 同日夜、AはE教頭に対し、自信を喪失させるような注意をBから受けたことについて相談をした。相談を受けたE教頭は、Bに電話をし、Bの注意でAが悩んでいたこと、Aが心療内科を受診しようとしていることを伝えた。BはAに電話をし謝罪した。

(7) Aは、同月27日、心療内科を受診し「うつ状態」の診断を受けた。

(8) 同月29日、AはE教頭に、うつ状態の診断を受けたこと等を報告した。E教頭は、D校長に報告したが、Bには伝えなかった。

(9) 同年7月27日、BはAに、生徒Pが来たら伝えてほしい旨依頼し、別の生徒と生徒会室へ移動した。Bの依頼の意図は、別の生徒とPが鉢合わせることを避けるためであったが、BはAにその意図を説明しなかった。Pが登校し、AはPを生徒会室へ同行した。

(10) その後、Bは約20分にわたり、Aに対し、職員室でAがPを生徒会室に同行したことについて「なんでそうしたの。」等と注意し、Aはうなだれた様子であった。

(11) 翌日である同月28日未明、Aは自殺した。

2. 1審判決の要旨

本件の主たる争点は(1) Bの行為の違法性、(2) 校長らの安全配慮義務違反の成否等⁴⁾である。一審判決は、これらの点について以下のように述べてYの責任を認めた⁵⁾。

(1) Bの行為の違法性(争点1)

「職場で働く者が、職場内における優越的な関係に基づ

き、同じ職場で働く他の者に対し身体的または精神的苦痛を与える行為は、業務上必要かつ相当な範囲を超える場合に、パワーハラスメントとして不法行為法上違法となると解するのが相当である。¹⁾」

平成27年6月23日および26日のBによる注意は、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものとまで立証されたということではできず違法とまで認めることはできない。²⁾

同年7月27日の注意は、従前からのBの執拗な注意等の後にさらに注意を繰り返すものであり、Aの精神状態に照らし不法行為法上違法となると解する³⁾。しかし、BはAがうつ状態であったことを校長らから伝えられておらず、Aの自殺につき予見可能性がなく不法行為は成立しない。⁴⁾

(2) 校長らの安全配慮義務違反の成否(争点2)

「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に変わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきである。⁵⁾」

D校長らは、Aがうつ状態であると診断された旨報告を受けた平成27年6月29日以降は、Aの心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負っており、Bに対し、Aのうつ状態の原因がBの度重なる注意にあることを自覚させ、こ

れ以上注意をしないよう自制を促すとともに、Aの意向に反しない限度でBが接触する機会を減らす措置を講じる義務を負っていたにもかかわらず、これを怠っており、注意義務に違反したものと認めるのが相当である。⁶⁾

3. 本判決の要旨

本判決は、争点1にかかる前記下線②ないし④を、以下のように改めBの不法行為責任が成立するとした上で、その余は、おおむね一審判決の内容を維持して控訴を棄却した。

(1) 平成27年6月23日及び26日のBの注意

録音から明らかになっているBの「注意」はAをいたずらに緊張・混乱させて精神的苦痛を与えるものであり、不法行為法上違法と評価される余地もあった。もっとも、Bに自己の「注意」がAの精神状態を悪化させて自殺等をする予見可能性を認めることは困難であり責任は認められない。⁷⁾

(2) 平成27年7月27日のBの注意

Bは、平成27年6月27日の時点において、E教頭からBに言われたことが非常につらかったようで、Aが診療内科を受診しようとしている旨を伝えられていた。そうすると、Bの「注意」によって精神状態を悪化させていたAに対し、再び同様の「注意」を行えばその状態をさらに悪化させて自殺等および危険性を生じさせることが予見可能であったにも関わらず、再び「注意」に及んでおり不法行為責任が成立するというべきである。⁸⁾

ワンポイント解説

1. 先輩から後輩への指導と不法行為責任

本判決は、パワーハラスメントが不法行為法上違法と評価されることを端的に指摘した上で(下線①)、6月23日及び26日のBの「注意」については自殺等の予見可能性が認められないとして責任を否定した(下線⑦)。これに対して、7月27日の「注意」については、自殺等の予見可能性も肯定し不法行為責任を認めた(下線⑧)。先輩が後輩を注意指導することは、業務上必要なこととして一般に許容されているであろうが、執拗な詰問等は違法なパワハラにあたり得ること、また、精神状態が悪化している者に対しては従前同様の注意等は避け、配慮をもって対応すべきことを示唆すると言えよう。

2. 管理職の負う健康配慮義務

本判決は、電通事件にかかる最高裁判決⁶⁾に沿って、管理職者が労働者の健康に配慮する義務を負うことを指摘した上で(下線⑤)、Aがうつ状態である旨の報告を受けた校長らが、Bに対して自制を促す等の具体的措置を講じなかったことに、注意義務違反を認めた(下線⑥)。管理職は、パワハラにより精神状態を悪化させている者には、速やかに精神的負担を軽減する具体的措置を講ずる必要があることを示している。令和4年4月1日からは、中小企業に対しても、事業主のパワハラ防止措置を義務付けた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2が適用される。本判決は、パワハラ防止措置を講ずる際の参考になろう。

1) 国家賠償法1条1項は「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」旨定めている。

2) Xらの請求は、X1とX2あわせて70,703,422円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めるものである。

3) 本判決では、「B教諭による注意は、他の教諭が叱られている又は怒られていると感じるようなものであり、B自身がAに対する叱責であることをあからさまに認める発言を繰り返していたことが録音より明らかであり、これらを単なる注意と同視することは相当ではない」として、そうした観点を考慮すべき場合に「注意」の語をカギ括弧付きで用いている。

4) 本件では、素因減額の可否についても争点となっていたが、本稿では紙幅の都合上、この点に関する記載は割愛する。

5) Aの自殺の原因は、過去2回自殺を試みた経過等を踏まえるとAの不安を感じやすい性格が寄与したものと見て6割の素因減額を行い、Yに対してX1に1,300万1,699円及びX2に1,234万1,699円並びに遅延損害金の支払い義務を認めた。

6) 最高裁第2小法廷 平成12年3月24日判決